

## 千葉県漁業調整規則の一部改正について（概要）

漁業法及び刑法の一部改正に伴い、千葉県漁業調整規則の関係条文を改正することと併せ、遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る規定について、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ規定を明確化するとともに制限を見直しました。

### 1 改正概要

#### （１）漁業法及び刑法の一部改正に伴う関係条文の改正（水産庁の規則例に沿って改正）

##### ア 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 51 条関係）

漁業法において、違法操業を監視する衛星船位測定送信機（VMS）の備付け命令を受けた者は、当該機器の通信妨害等をしてはならないことが規定されたため、規則においても同様に規定する。

##### イ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 59 条関係）

刑法において、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたため、規則の関係条文を改正する。

##### ウ 罰則規定に係る文言の調整（規則第 59 条及び第 60 条関係）

両罰規定（規則第 61 条）の対象となる規定（規則第 59 条及び第 60 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

※両罰規定…違反が行われた場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人等をも処罰する旨の規定。

#### （２）遊漁者等の漁具又は漁法の制限の規定の見直し（規則第 45 条関係）

##### ア 規則第 45 条第 1 項第 4 号

「貝類徒歩堀」は、潮干狩りなどで「くまで」や小型の「移植ごて」を使用して砂泥中の貝類を採捕する漁法であるが、遊漁者にとって分かりにくい規定となっているため、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ、くまでや移植ごての寸法を定めて分かりやすい規定にする。

##### イ 規則第 45 条第 1 項第 5 号

「徒手採捕」は、いわゆる「手づかみ」による採捕の規定であるが、前号の貝類徒歩堀の規定と併せると、手づかみの対象が「貝類」と「藻類」に限定され、それ以外の水産動植物を採捕することは認められていない。

一方、遊漁がレジャーとして普及している中で、手づかみによる採捕の対象を限定する必要がなくなっており、現在、全国で徒手採捕の対象を限定している都道府県は本県のみである。

このため、遊漁者の採捕実態を踏まえ、徒手採捕の対象を限定しない規定に改正する。

## 2 施行予定日

公布の日（令和7年3月7日）から施行する。ただし、以下の規定は施行期日を定める。

### （１）第45条第1項第4号

遊漁者が使用できるくまで及び移植ごての寸法を定める改正であり、一定の周知期間を設けるため、公布の日から約3か月後の令和7年6月1日から施行する。

### （２）第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

令和7年6月1日から施行する。

（参考）遊漁者が使用できる漁具又は漁法のイメージ図

| 改正前                                                                                 |                | 改正後                                                                                  |                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）<br>【第45条第4号】                                             |                | くまで及び移植ごて（柄の長さ50cm以下のものに限る。）<br>【第45条第4号】                                            |                             |
| 使用可                                                                                 | 使用不可           | 使用可                                                                                  | 使用不可                        |
| 大型のものがどうかで区別                                                                        | 柄の長さにかかわらず使用不可 | 柄の長さ50cm以下                                                                           | 柄の長さ50cm超<br>柄の長さにかかわらず使用不可 |
| くまで<br>移植ごて                                                                         | まんが<br>貝まき     | くまで<br>移植ごて                                                                          | 貝まき                         |
| 貝類徒歩堀のうち貝類の徒手採捕【第45条第4号】<br>藻類の徒手採捕【第45条第5号】                                        |                | 徒手採捕【第45条第5号】                                                                        |                             |
| 対象が水産動植物のうち<br>貝類・藻類に限定                                                             |                | 対象を限定しない                                                                             |                             |
|  |                |  |                             |
| 水産庁HPの図を改変                                                                          |                | 水産庁HPの図を引用                                                                           |                             |